



内閣修正

昨年（平成 23 年）の第 177 回国会（常会）及び第 179 回国会（臨時会）では、内閣が提出した議案の内容を内閣自らが修正する「内閣修正」が、平成 3 年以来約 20 年ぶりに行われました。これまでに内閣修正が行われた議案の多くは法律案ですが、予算や承認案件について行われた例もあります。内閣修正の内容は、議案審議の遅れに伴う施行日の修正や組織の変更に伴う修正等の形式的なものから、議案提出後の社会情勢の変化や政治的要因による歳出の増減額等の実質的なものまで様々です。また、法律案の条文だけでなく、題名が改められることもあります。この場合、以後は修正された題名により取り扱うこととなっています。一方、各議院での修正により内閣提出法律案の題名が改められた場合は、以後も提出時の題名により取り扱うこととなっています。

内閣修正に係る手続については、その要求は文書によってなされ、議院の会議又は委員会の議題となる前の議案は、申出のみで修正することが可能ですが、議院の会議又は委員会の議題となった議案は、議院の承諾を要するため（国会法第 59 条）、本会議に諮ることになります。また、一院で議決した後は内閣修正を行うことができません（国会法第 59 条ただし書）。内閣から提出される議案の多くは、衆議院に提出されるという事情もあり、参議院先議の議案について内閣修正が行われた例は、委員会の議題となる前は 1 件、議題となった後は 2 件しかありません。衆議院に提出された議案については、昭和 40 年頃まではほぼ毎年のように内閣修正が行われていましたが、その後は大きく減少しています。

内閣修正は、後会に継続された議案について行われることもあります。第 177 回国会に提出された「所得税法等改正案」、「地方税法等改正案」及び「国民年金法等改正案」の 3 件は、内閣修正を経て衆議院で継続審査となり、第 179 回国会でも再度内閣修正が行われました。このように一法律案に対して内閣修正が 2 度行われた例は、これらの 3 件が初例となります。

内閣修正が行われた際の印刷物については、参議院に議案（予備審査案を含む。）がある場合は、内閣修正の申出書（予備審査案の場合は通知書）及び改め文を印刷・配付します。他方、前述した第 179 回国会の「所得税法等改正案」等 3 件のように、先の国会で衆議院のみで継続審査となり、参議院に予備審査案がない場合は、内閣修正の通知書及び改め文は配付せず、衆議院から議案が送付された後に、内閣修正の内容を原案に織り込ませた印刷物を配付します。「所得税法等改正案」等 3 件は、さらに衆議院修正が行われたため、2 回の内閣修正の内容を織り込ませたものに衆議院修正箇所を小字で加えた印刷物を配付しました。

なお、明治憲法下の旧議院法の規定では、政府はいつでも議案を修正できる定めでしたが、戦後の第 91 回帝国議会（昭和 21 年）で国会法案を審議する中で、一旦委員会又は本会議にかかった議案は、その院の承諾がなければ修正できないこととされました。これにより、国会での議案審議を尊重した形で内閣修正が行われるようになりました。

くまがい かつひろ
（熊谷 克宏・議事部議案課）